平成２１年（フ）第１００２０号
大阪府東大阪市玉串町西２丁目３番24号
債務者　中本　悟郎
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２３号
大阪府枚方市田口３丁目20番５号
債務者　大西　裕也
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００２６号
大阪市中央区谷町６丁目13番４号
債務者　岡田　君枝
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５０号
大阪府茨木市水尾３丁目３番41号
債務者　森下　直世
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５１号
大阪市中央区日本橋１丁目13番11号
債務者　坂上　　明
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６１号
北九州市小倉南区長尾４丁目７番32号
債務者　辻本　雄二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３２７号
北九州市小倉南区中曽根東３丁目７番43号プレジール鶴内201　原口香織方
債務者　前田　智美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５８号
福岡県中間市太賀２丁目18番24号
債務者　中村　博美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１２号
長崎県南島原市有家町尾上5075番地１
債務者　山中リツ子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１４０２号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西４丁目１番20号
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４０４号
北九州市八幡西区市瀬１丁目12番27―205号
債務者　小野　智子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３４７５号
名古屋市港区川間町３丁目72番地の１　グランドメゾン川間201号
債務者　山田　絵理（旧姓花井）
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１６号
山形県東田川郡庄内町廻館字館舎56番地２、前住所山形県東田川郡庄内町桑田字高口21番地２
債務者　坂　　亜紀
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６２７号
静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21Ｃ―101号、住民票上の住所静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21Ｃ―101号
債務者　鈴木　　登
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21Ｃ―101号、住民票上の住所静岡県磐田市森下61番地１　セジュール21Ｃ―101号
債務者　鈴木　桃代
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
静岡県浜松市南区西島町1572番地の５
債務者　小山　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
静岡県浜松市南区西島町1572番地の５
債務者　小山　信寿
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係